

フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

山口労働局雇用環境・均等室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 なぜフリーランス法ができたのか？

近年、働き方の多様化が進展し、
「フリーランス」という働き方の選択が普及



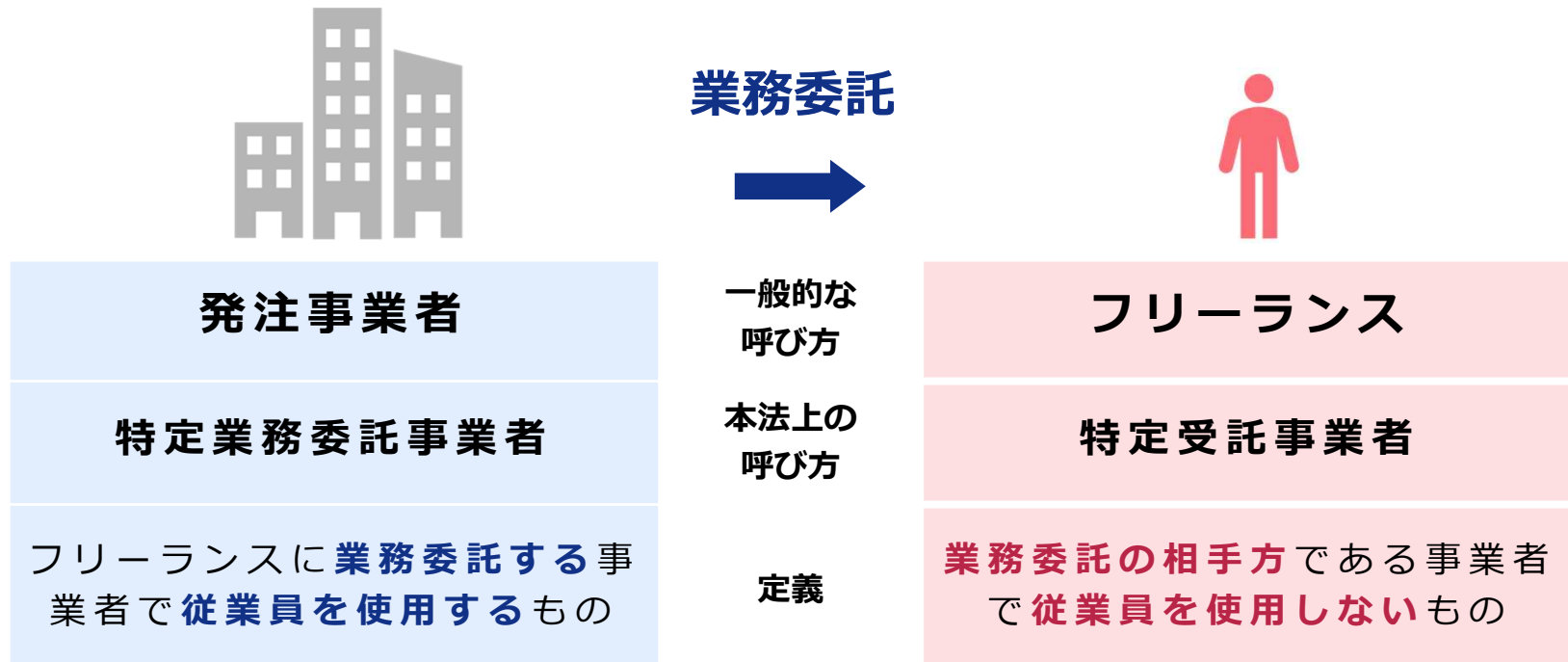
- ・ 「一方的に発注が取り消された」
- ・ 「報酬が期日までに支払われなかった」
- ・ 「ハラスメントを受けた」

などのトラブルが生じている実態がある。



**フリーランスが安心して働くことができる
環境の整備が必要**

2 どんな取引が対象になるのか？



※「**業務委託**」とは、事業者がその事業のために他の事業者へ、仕様や内容を指定して、物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託すること。

※「**従業員**」には、「週20時間以上かつ31日以上」雇用される者が該当します。

3 対象にならない取引は？

業務委託ではなく、単なる商品の**販売行為**は対象外



ここがPoint /

形式的には業務委託契約を締結している者であっても、**実質的に労働基準法上の労働者**と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、**本法は適用されません。**

4 規制される内容は？

法律の規制の内容は、2つのパートで構成

①フリーランスの方と発注事業者の間の「取引の適正化」

②フリーランスの方の「就業環境の整備」

発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

5 「取引の適正化」とは？

2つの義務と7つの禁止行為が適用されます。

◎ 書面等による取引条件の明示（第3条） （※発注事業者がフリーランスの場合も含む。）

フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、**取引条件を、書面または電磁的方法により明示**しなければなりません。

◎ 報酬支払期日の設定・期日内の支払い（第4条） （※再委託の場合は例外あり。）

発注事業者は、発注した給付を受領した日から起算して**60日以内**のできる限り短い期間内で、支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければなりません。

◎ 禁止事項（第5条） （1か月以上の業務委託の場合） （※更新により1か月以上となる場合も含む。）

①

受領拒否

②

報酬の減額

③

返品

④

買ったたき

⑤

購入・利用
強制

⑥

不当な経済上の
利益の提供要請

⑦

不当な給付内容の
変更・やり直し

6 「就業環境の整備」とは？

4つの義務が適用されます。

◎ 募集情報の的確表示（第12条）（※多数（2人以上）に対し募集する場合に適用）

広告等により募集情報を提供するときは、虚偽や誤解を与える表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない。募集情報を提供するには、**6情報の記載が必要**です。

①氏名(名称) ②住所 ③連絡先 ④業務の内容 ⑤業務に従事する場所 ⑥報酬

◎ 育児介護等と業務の両立に対する配慮（第13条）

（6か月以上の業務委託の場合）（※更新により6か月以上となる場合も含む。）

育児介護等と両立して業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならない。

◎ ハラスメント対策に係る体制整備（第14条）

「ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発」、「相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」、「ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応」などの措置を講じること

◎ 中途解除等の事前予告・理由開示（第16条）

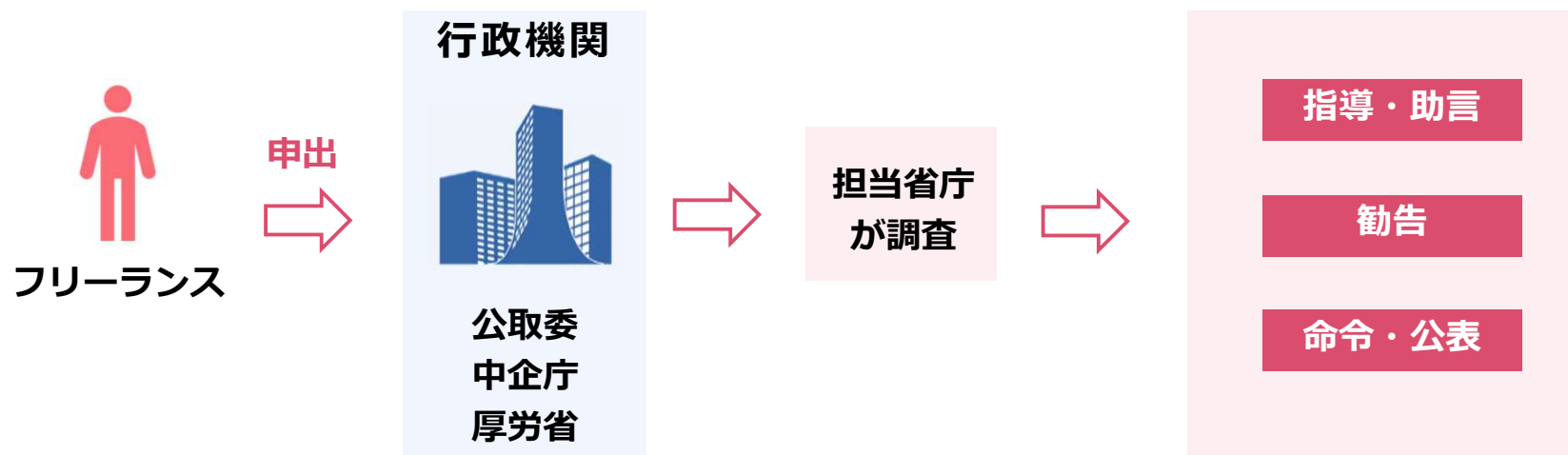
（6か月以上の業務委託の場合）（※更新により6か月以上となる場合も含む。）

業務委託の中途解除や更新しない場合は、

- ・原則として30日前までに予告しなければならないこと。
- ・フリーランスから理由の開示請求があった場合には、理由を開示すること。

7 違反行為を受けたらどうする？①

本法に違反すると思われる行為を受けたフリーランスは、
行政機関に申出が可能



勧告に従わない場合に、**命令・公表**を行います。

命令違反をした場合、**50万円以下の罰金**が科せられます。

7 違反行為を受けたらどうする？②

フリーランス・トラブル110番への相談も可能



フリーランス・トラブル
110番



相談者の希望により

自らで交渉

和解あっせん

行政機関への
申出の支援

フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、
フリーランスが弁護士に**ワンストップ**で**相談**できる窓口です。



フリーランス・トラブル110番

0120-532-110

(受付時間9:30~16:30 土日祝日を除く)



8 詳しく知りたい場合は？①

内容によって、問い合わせ先が異なります。

取引の適正化

- ◎ 書面等による取引条件の明示
- ◎ 報酬支払期日の設定・期日内の支払い
- ◎ 禁止事項

公正取引委員会
中小企業庁

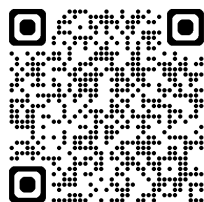
就業環境の整備

- ◎ 募集情報の的確表示
- ◎ 育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ◎ ハラスメント対策に係る体制整備
- ◎ 中途解除等の事前予告・理由開示

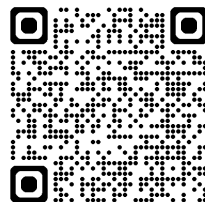
厚生労働省
山口労働局 雇用環境・均等室

8 詳しく知りたい場合は？②

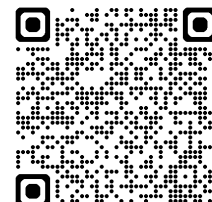
詳しいパンフレット、説明動画・最新情報が掲載されています。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省